

商品概要説明書

小口リフォームローン（ジャックス保証）

（2019年4月1日現在）

商品名	ジャックス リフォームローン 300
ご利用いただける方	○当 JA の営業エリア内に在住または在勤の方。 ○お借入時の年齢が満 20 歳以上で最終償還時の年齢が満 65 歳以下の方。 ○継続して安定した収入のある方。 ○対象物件が本人または同居の配偶者、親または子の所有物件。 ○株式会社ジャックスの保証が受けられる方。 ○その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	(1) 住宅の増改築および住宅設備機器購入 (2) バリアフリー工事および介護機器購入 (3) キッチン・トイレ・浴室等のリフォーム (4) エコキュート・太陽光発電システム（10k w未満）購入 (5) 耐震強化工事資金等 (6) 上記（1）～（5）の資金と同時に家具、家電等を購入するための資金
借入金額	○10 万円以上 300 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。 *資金使途（6）については 50 万円以内とします。
借入期間	○6 ヶ月以上 15 年以内（1 ヶ月単位）とします。
融資方法	○工事完了後、借入者口座経由で販売（施工）業者へ振込 *資金使途（6）について借入者口座への振込も可とします。
借入利率	○次のいずれかよりご選択いただけます。 【変動金利型】 お借入時の利率は、3 月 1 日および 9 月 1 日の基準金利（住宅ローンプライムレート）により、年 2 回見直しを行い、4 月 1 日および 10 月 1 日から適用利率を変更いたします。ただし、基準日（3 月 1 日および 9 月 1 日）以降、次回基準日までに基準金利（住宅ローンプライムレート）が年 0.5% 以上乖離した場合は 1 か月後の応答日より適用利率を見直しさせていただきます。 お借入後の利率は、4 月 1 日および 10 月 1 日の基準金利（住宅ローンプライムレート）により、年 2 回見直しを行い、6 月・12 月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 【固定金利型】 ○お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 ○お借入利率には保証料を含みます。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年 2 回の特定月に増額

	<p>して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50% 以内、1 万円単位です。) のいずれかをご選択いただけます。</p> <p>○変動金利型の場合、お借入利率に変動があった場合でも、ご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整し、5 年間にご返済額を変更いたしません。ご返済額の変更は 5 年ごとに行い、変更後のご返済額は変更前のご返済額の 1.25 倍を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として期日に一括返済していただきます。</p>
担保	○不要です。
団体信用生命共済	<p>○不要です。</p> <p>*ご希望により「三大疾病特約付団体信用生命」にご加入いただけますが、借入利率に年 0.1%加算となります。</p>
9 大疾病補償保険	<p>○ご希望により「9 大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。</p> <p>年 0.3%</p>
連帯保証人	<p>○原則として保証人は不要です。但し、以下の場合は連帯保証人を徴求とします。</p> <p>・株式会社ジャックスが必要と認めた場合</p>
手数料	<p>○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。</p> <p>①全額繰上返済の場合…無料です。</p> <p>②一部繰上返済の場合…無料です。</p>
徴求書類	<p>(1) 本人確認書類（運転免許証・パスポート・顔写真付住民基本台帳カード等）</p> <p>(2) 所得を証明する書類 給与所得者・・・源泉徴収票または住民決定通知書の写し 自営業者・・・納税証明書（1・2）または確定申告書（受付印があるもの）の写し</p> <p>(3) 使途を証明する書類 見積書・注文書または売買契約書の写し</p> <p>*資金使途（6）の場合は不要</p>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または金融部(電話：0120-392-125)にお申出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、J Aバンク相談所（電話：03-6837-1539）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部または千葉県 J Aバンク相談所にお申出ください。</p> <p>東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）</p>

	<p>第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）</p> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記千葉県JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。

J A成田市